

新公会計制度による財務諸表の正確性の向上について

対象受検機関：会計局会計指導課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)															
<p>1 財務諸表の作成について 大阪府では、平成23年度決算から複式簿記、発生主義、日々仕訳方式による新公会計制度を導入し、財務諸表を作成している。</p> <p>(1) 各所属は、財務諸表の作成のための日次作業として、収入、支出の会計処理時に複式仕訳処理を行い、会計局は、年次決算整理において、各所属から報告された内容に基づき確認、照合を実施し、財務諸表の正確性の検証を行っている。</p> <p>(2) 月次決算整理について ア 大阪府財務諸表作成基準において、各所属は「定期的に」決算整理手続等を行わなければならないとされ、新公会計制度事務マニュアル（以下「事務マニュアル」という。）においては、「毎月実施する『月次決算整理』」、「毎月の作業で」などと記載している。 イ 各所属における月次決算整理の実施状況（平成27年度）</p> <table border="1" data-bbox="299 968 1329 1362"> <thead> <tr> <th>実施状況</th> <th>所属数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月実施していない。</td> <td>33</td> <td>政策企画部 4、総務部 4、財務部 2、府民文化部 7、福祉部 4、商工労働部 1、環境農林水産部 4、都市整備部 3、教育庁 4</td> </tr> <tr> <td>毎月実施しているが、不備等がある。</td> <td>21</td> <td>・ 行政文書管理システムの未使用 13 ・ 差異の解消なし、翌月末までに実施していない、等 8</td> </tr> <tr> <td>毎月実施している。</td> <td>38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>92</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁92所属のうち、33所属において毎月実施していない。</li> <li>・ また、毎月実施している所属においても、行政文書管理システムの未使用、差異の解消なしなど、21所属において、実施内容に不備がみられた。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b> (財務諸表等の作成及び提出) 第7条 2 所属長は、前項の規定により財務諸表を作成するに当たり、定期的に、取引に関する仕訳の確認、公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続等を行わなければならない。</p> </div>	実施状況	所属数	備考	毎月実施していない。	33	政策企画部 4、総務部 4、財務部 2、府民文化部 7、福祉部 4、商工労働部 1、環境農林水産部 4、都市整備部 3、教育庁 4	毎月実施しているが、不備等がある。	21	・ 行政文書管理システムの未使用 13 ・ 差異の解消なし、翌月末までに実施していない、等 8	毎月実施している。	38		合計	92		<p>1 月次決算整理については、大阪府財務諸表作成基準では「定期的に」と規定されている一方、事務マニュアルにおいては、「毎月実施する」と記載している。また、会計局が各所属に指導を行う際には、一律に毎月の実施を求めるのではなく、所属の実情に応じて、「定期的に」実施することを推奨しており、事務マニュアルの規定と差異がある。 会計局は、どのような場合に毎月実施する必要があるのかについての考え方を示しておらず、各所属の実施状況も把握していない。 結果として、毎月実施している所属は38所属のみで、多くの所属で毎月実施していない、又は毎月実施しているが不備等がある状況となっている。</p> <p>2 新公会計に係る検査の位置付けや取扱いが明確でない。 (1) 新公会計に係る検査は「財務諸表の正確性の確保」を目的に実施するとされているが、その目的は要領等に位置付けられていない。 (2) 新公会計に係る検査で用いられている「新公会計に関する検査報告書」は、要領等において定められていない。 (3) 新公会計に係る検査の結果については、「財務諸表の正確性の確保」を目的とした判断の基準や取扱いが要領等において定められていない。</p> <p>3 資産と費用の仕訳内容の確認に関する誤りについては、検査マニュアルにおいて下記の確認を行うこととされていないため、会計局が行う検査では是正が図られないことが懸念される。 ・ 建設仮勘定に計上しない、又は固定資産計上基準表に定められていない資産(リース資産、ソフトウェア)を取得した場合の仕訳内容の確認 ・ 資産と費用の区分に係る契約書、仕様書、設計書等の資料の照合による仕訳内容の確認</p>	<p>1 月次決算整理については、事務マニュアルの規定と会計局の各所属に対する指導に差異が認められることから、「定期的に」決算整理手続等を行わなければならないと定めた大阪府財務諸表作成基準の趣旨に照らし、早急に各所属ごとの月次決算整理の実施状況の合理性を検証した上、府としての考え方を整理し、各所属の実情に応じた事務マニュアルの改訂や適切な指導を行われたい。</p> <p>2 新公会計に係る検査について、要領等に位置付けることで、目的や取扱いを明確にされたい。</p> <p>3 財務諸表の正確性の向上のため、検査マニュアルの見直しなど必要な対応を行われたい。</p>
実施状況	所属数	備考															
毎月実施していない。	33	政策企画部 4、総務部 4、財務部 2、府民文化部 7、福祉部 4、商工労働部 1、環境農林水産部 4、都市整備部 3、教育庁 4															
毎月実施しているが、不備等がある。	21	・ 行政文書管理システムの未使用 13 ・ 差異の解消なし、翌月末までに実施していない、等 8															
毎月実施している。	38																
合計	92																

【新公会計制度事務マニュアル】

第四章 日次作業と決算整理

3 月次決算整理

1 月次決算整理について

新公会計で行う決算整理のうち毎月実施する「月次決算整理」は、上半期決算整理、年次決算整理を行い、財務諸表を作成するといった全ての確認作業の基本であり、最も重要な作業といえます。

毎月の作業で資産照合における不一致となる原因や、仕訳内容の確認における異常値の原因などを特定することが容易になり、記録を残すことにより、作業の正確性を証明することとなります。

2 新公会計に関する検査について

(1) 規程上の位置付けについて

ア 会計局は、大阪府財務規則、大阪府会計検査規程及び大阪府会計実地検査実施要領（以下「要領」という。）に基づき、会計実地検査を実施している。

イ 新公会計に係る検査については、要領第2条第2号の「総合検査」として実施しているが、その目的は、要領第3条第1項に定める「違法又は不当の処理を未然に防止」することではなく、「財務諸表の正確性の確保」であるとしている。

(2) 検査の内容等について

新公会計に係る検査においては、検査員は、「新公会計に関する検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）に基づき、各所属における月次決算整理報告書の作成、個別配賦の記録、建設仮勘定の精算、仕訳の確認、資産の照合が適正に行われているかを確認している。

【大阪府会計実地検査実施要領（府機関用）】

（検査の目的及び基本方針等）

第3条 検査は、検査対象機関における会計事務の適正を図り、違法又は不当の処理を未然に防止し、公正妥当にして効率的な処理に資することを目的として行う。

（検査員会議）

第8条 会計管理者は、検査及び指導に関する情報の交換及び検査結果に関する検査員相互の意見の調整を図るため、定期又は臨時に検査員会議を開催するものとする。

（検査結果）

第15条

2 会計実地検査結果の通知は、前項各号に基づき、次の区分により行うものとする。

（以下略）

<p>【新公会計に関する検査マニュアル】</p> <p>1 検査の目的及び対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新公会計に係る会計実地検査は、「財務諸表の正確性の確保」を目的に実施する。 (以下略)</li> </ul> <p>3 資産と費用の仕訳内容の確認について</p> <p>平成27年度の監査結果において、新公会計制度における資産と費用の区分について、検査マニュアルでの検査項目として定められていない仕訳内容の確認に関して、下記のような誤りが指摘されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新公会計事務</td> <td style="width: 65%;">ソフトウェアに関するもの</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td>資産と費用の区分誤り</td> <td>資産価値を高める工事支出が費用として処理されていた等の仕訳内容に関するもの</td> <td style="text-align: center;">7件</td> </tr> </table>	新公会計事務	ソフトウェアに関するもの	2件	資産と費用の区分誤り	資産価値を高める工事支出が費用として処理されていた等の仕訳内容に関するもの	7件		
新公会計事務	ソフトウェアに関するもの	2件						
資産と費用の区分誤り	資産価値を高める工事支出が費用として処理されていた等の仕訳内容に関するもの	7件						

**措置の内容**

- 1 総合検査において確認した月次決算整理の実施状況、所属における資産の保有（異動）状況などを勘案して、所属ごとの月次決算整理に係る実施頻度の目安を作成し、これを所属に提示した（平成29年3月）。併せて、「定期的に」決算整理手続等を行わなければならないと定めた大阪府財務諸表作成基準の趣旨に沿うよう、事務マニュアルを改訂した。
- 2 平成29年度から実施する総合検査に向けて、要領の改正を行い、新公会計に係る検査の目的や取扱いを明確にした（平成29年4月）。
- 3 資産と費用の仕訳内容の確認に際して、誤りの多い取引に係る具体的な抽出方法などを検査マニュアルに追加した（平成29年4月）。  
また、資産と費用の仕訳誤りについては、その原因が仕訳登録担当者の認識不足によるものが多いことから、誤りが生じやすい仕訳区分を登録した職員に対し、総務事務システムで注意喚起を行うとともに、月次決算整理事務を中心とした研修会を開催し、その参加を促した（平成29年5月）。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月8日、事務局：平成28年6月17日から同年7月5日まで）